

午前9時06分 開会

【河崎会長】 本日は、日本共産党は宮応議員が、大和クラブは木村議員が代理出席である。なお、木村議員は都合により1時間ほどで退出される。

1. 今後の日程について

【河崎会長】 今後の日程について、事務局から説明する。

※事務局次長から資料1に基づき説明。

【河崎会長】 今後のスケジュール案について、特に意見等がなければこの案に沿って進めていくことでよいか。

全 員 了 承

2. 議会基本条例案に対する市側からの意見について

【河崎会長】 議会基本条例案に対する市側からの意見について、事務局から説明する。

※事務局次長から資料2により説明。

【河崎会長】 細かい点などについて、正副会長で事務局と打合せをしたが、そこでの変更点について引き続き説明してもらいたい。

【事務局次長】 第2条第1項についての意見は、「議会のみが住民を代表していると捉えられかねず、誤解を招く表現となっています。」との指摘で、事務局としてはその指摘は否めないと考えており、可能であれば削除の方向で協議いただければと考える。

【河崎会長】 一般質問についての指摘は難しいので、細かな指摘について説明してもらいたい。

※事務局次長から市側からの法制的な視点、用字用語の使い方等に関する意見について、資料2から4により説明。大波委員入室。

【河崎会長】 各会派から意見をもらいたい。大和クラブからお願いしたい。

【木村委員】 資料4について、第7条で「今までなかった新たな手法を追加したので、できる規定とした」とあるが、議会報告会は議会基本条例をつくる上で骨になる部分と考えており、「実施する」との表現にしてもらいたかった。残念であるが「できる」規定で本協議会では合意されたので、やむを得ない。

市長から2点強い要望があった点について、反問権は取り入れるべきと考えている。全会一致にならないとは聞いているが、条件をつけない反問権としてもらいたい。第2条第1項についての指摘は、第3条、第4条に取り込むなどして、この表現が誤解を招かないような方法はないのか。議会だけが住民の意思との表現に対するかなりの不満の声と捉えているので、あえて入れた理由は何か、削除は不可能なのか、第3条や第4条に取り込めないか、といったところが意見である。

【河崎会長】 第2条第1項は、削除してもよいとの意見か。

【木村委員】 そうである。

【河崎会長】 次にみんなの党大和にお願いしたい。

【山本委員】 正副会長に確認したいが、反問権の話在市側としたときに、市長が答弁をまともにしないことがあることに対し、どう考えているのか市側に聞いてもらっているか。

【河崎会長】 山本委員の質問への対応を含め、1条ごとに意見交換をしていったほうがスムーズに進むので、進行をそのように変更したい。

まず前文について、資料4のとおりとすることについて、何か意見はあるか。

【山本委員】 日本国憲法第92条とすると、それだけと捉えられる。第92条の条文を確認したい。

【議事担当係長】 「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」である。

【山本委員】 「地方自治の本旨」だけなら第92条だが、第93条第2項には選挙のことが規定されており、地方自治について規定されていると言える。第92条だけに限定するのはいかがか。

【河崎会長】 条文は「地方自治の本旨」の内容である。今の指摘は地方自治法にのっとりという趣旨に聞こえる。

【山本委員】 地方自治の考え方として、住民が選挙するのは重要な考え方の一つで、そういうところも含めて憲法が規定しているという意味で、第92条だけに限定するのはどうなのかと思う。

【宮応委員】 前文の憲法はあらゆるものを指しているよいいのではないか。第92条を含めての憲法で、前文はこのままでよいいのではないか。

【中村副会長】 山本委員の発言の趣旨はわかるが、「地方自治の本旨」に係っているのが「憲法が規定する」であり、「地方自治の本旨」は第92条に出てくる用語である。「地方自治の本旨」と載せるなら「憲法第92条に規定する」だし、「憲法が規定する」のままにするなら、地方自治全体についての用語を入れるなどする必要があるのではないか。ただ、ここは住民自治と団体自治という根幹となることを際立たせようとして、わざわざ「地方自治の本旨」と入れていると思うので、あれもこれもではなく、「第92条に規定する」としたほうが、より論点が明確になるのではないか。

【山田委員】 この憲法が指しているのは、第92条に書かれていることを指している文章になっていると思う。ここを明確にしてはどうかとの指摘ではないか。明確にするため「第92条」と書くことには問題はないと思う。

【河崎会長】 前文では「二元代表制」については説明をつけていない。「地方自治の本旨」だけ細かく規定するのもいかがかと思うが、事務局の見解はどうか。

【事務局次長】 「二元代表制の一翼」というのは一般論として明らかなことである。「地方自治の本旨」は憲法第92条にのっとっていることであり、後段だけ「憲法第92条に規定する」となっても特段おかしくはない。

【議事担当係長】 参考意見として出てきた市側からの意見は、法令審査の考え方から出てきている。「二元代表制」は法律用語ではないが、「地方自治の本旨」は憲法に規定されている用語であり、これを使うのであれば根拠を示すべきという考え方で記載してきたと整理している。

【河崎会長】 市側の法制部門の意見を尊重することに反対の委員はいるか。

【宮応委員】 前文なのでいろいろ包含されていてよいと思っている。逐条解説できちんと何条に規定されているかを示している。前文はもっとおおらかに記載するものだとの認識であり、「憲法」でよいと考えている。

【河崎会長】 前文は厳密な条文規定にはならないという解釈もある。法令審査との関

係で、事務局はどう解釈しているか。

【事務局次長】 必ずしも第92条と規定しないと整合性が取れないということはないと思うが、読み手の側に立ったとき、できるだけはっきりした部分を示したほうがわかりやすい。厳密な条文規定かどうかは、現段階では答えられない。

【河崎会長】 次回までに事務局で研究してもらいたい。前文で細かく第何条というところまで規定しているものをあまり見かけない気がする。この部分は保留とする。

【木村委員】 所用により退席するが、スケジュール案について意見を述べたい。

基本的には賛成であるが、このスケジュール案に捉われて中身が不本意なものになるようであれば、もう少し時間をかけるべきである。極端に言えば改選後になってもよい。今期当初に議長になるとき議会基本条例の制定を掲げたが、中身が不本意なまま形だけになっては駄目なので、不本意でもこのスケジュールで消化してしまおうという気持ちにはならないようお願いしたい。

【河崎会長】 了解した。次の日程を先に確認したい。8月19日（月）の9時からでよろしいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 10月5日に市民説明会の予定で、それに先立ち、条文・逐条解説の内容の合意が得られればだが市民説明会の内容の確認について、8月30日の本会議終了後に代表者会での合意が得られれば全員協議会を開催予定だが、その後に本協議会を開催することよろしいか。

【赤嶺委員】 しっかりした広報ができない段階での市民説明会はすべきではない。しっかり広報できなければスケジュールの変更もあり得ると考えている。

【河崎会長】 しっかり広報する覚悟だが、しっかりした広報とは議会報への掲載を指しているのか。

【赤嶺委員】 議会報も一つの方法である。議会報以外の広報の方法もある。市民にやることが伝わらなければ意味がない。

【河崎会長】 議会報は日程的に難しい。正副会長ではしっかりと広報していくことで合意しているが、各委員がどう考えどの程度協力してもらえるかということになる。30日には方法や手段、各自どのような役割を担うかについても議論したい。30日に本協議会を開催することよろしいか。

全 員 了 承

木村委員退室

【河崎会長】 前文の2点目は、正副会長では「市政発展のため不断の努力を重ねる」でよいと考えるがいかがか。

【山田委員】 会派では「地方自治発展のために不断の努力を重ねる」と話し合ってきた。同じ意味であると思うがどうか。

【河崎会長】 「市政発展」より「地方自治発展」のほうが、言っている意味は強いと感じる。

【中村副会長】 同じ意味ではあると思うが、大和市議会基本条例なので「市政」でよいのではないか。「地方自治」だと県も含まれ幅広いものとなる。

【山本委員】 同じ意味と理解するが、「地方自治発展」として、大和市議会がより先進事例などを取り込むことにより、全国の自治体の地方自治がより発展するという意欲も含まれているのか。

【山田委員】 「市政発展のため」という案を見る前に、目的語がないとの市側の指摘を踏まえ、前文であるので大きな意味で「地方自治発展のため」とした。

【河崎会長】 ここは「、市政発展のため」とすることでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第2条について、1点目の指摘のとおり第2項に「の責務を果たすため、」を加えることでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 第1項に関して、先ほど事務局から削除の提案があったが、これについてはどうか。

【井上委員】 新政クラブはこの条文にはこだわりを持っている。ただ、市側の指摘も理解できるところから妥協案として、主語を「議会は」としたい。

【中村副会長】 「議会は、大和市の住民の意思を代表する。」となる。

【井上委員】 議会もということだが、議会基本条例なので、「議会は」としてこの条項は残したい。

【河崎会長】 法令的には問題はないか。

【事務局次長】 現状の第2条第1項も法令的にどうかではなく、議会のみが住民を代表していると捉えられかねないという部分を市側は心配している。「議会は、大和市の住民の意思を代表する。」との提案があったが、やはり同じような誤解を招くことは否めない。

【宮応委員】 主語が何かによって違ってくる。「住民の意思は」となっているから、市長も代表しているとなる。新政クラブの案を生かし「議会は、市長とともに大和市民の意思を代表する。」とすれば、市側の意見を入れることができる。「議会は」と議会のことを規定することには、市側はクレームをつけられない。

【河崎会長】 「議会は、大和市の住民の意思を代表する。」とするなら、第2項第1号に「議決により、市の意思決定を行うこと。」と規定しており、第1項をわざわざ規定する重要性があるかどうかというところもあり、第1項削除でもよいと考える。

【山田委員】 第1項は大事に思っていたが、どう修正しても市側の懸念を払拭できず、「議会は」とするなら、第2項第1号の規定もあるので、前文や第1条で、二元代表制の一翼を担うことが規定できているので、削除したほうがすっきりするとの結論に至った。

【中村副会長】 行政側にも誤解があると思うが、市長は選挙で選ばれた住民の代表で、議員も同様だが、個々では住民の意思を代表していないと考えている。合議体としての

議会が住民の意思を代表しているというのが重要な考え方であり、残しておきたい。

【山本委員】 市側が「議会のみが住民を代表していると捉えられかねず」としているのは、ほかにもあると言いたいと推測されるが、市側はどこだと思っているかの話はあったのか。市長だけなのか、行政組織全体なのか。

【河崎会長】 市長と議会の両方が住民の意思を代表しているということである。

現状案を生かして「大和市の住民の意思は、市長及び議会によって代表される。」と修正したほうが市側の意図は反映される。

【中村副会長】 住民の意思を代表するのと住民を代表するのは違うと考えている。市長が住民の代表であることは間違いない。しかし、住民の意思をどこが代表しているかという、地方議会においては議会が住民の意思を代表する機関だと思っている。意思は議会で決めて、その意思に基づいて市長が執行することは主張しておきたい。誤解ではないと考えているが、市側が受け入れやすい形で記述するなら、井上委員の案であれば、議会は代表すると言っているが、議会だけと言っているわけではないので、理解されやすいのではないか。

【河崎会長】 今述べている「住民の意思」は、選挙のことか。

【井上委員】 選挙だけではない。

【河崎会長】 別の方法では何をしているか。

【井上委員】 個々の活動の中で意見を聞き、その中で活動して合議をして、いろんなことができる。

【河崎会長】 市長や執行機関も市民の意見を聞いている。

【井上委員】 よって、議会だけが住民の代表と誤解されないように、議会は住民の意思を反映しているものの一つであると表現したい。

【河崎会長】 二元代表制であることは記載している。

【井上委員】 議会基本条例であるからこそ、議会ということを規定したい。

【赤嶺委員】 今回の指摘は誤解を招きかねないことから来ている。誤解を招かない表現にするにはどうすればよいかで、「市長」との文言を入れるか削除するかの二択ではないか。

【山本委員】 または、逐条解説で説明するのも選択肢ではないか。

【中村副会長】 議会が住民の意思を代表していることは間違いない。それを書いても間違いはない。

【河崎会長】 第2項第1号に「議決により、市の意思決定を行う」と規定している。第1項に掲げるということはものすごく大事なことである。住民の意思を代表しているのは当たり前のことではないか。

【中村副会長】 市側は当たり前だとは思っていない。

【宮応委員】 市側は、否定はしていないが、それだけではないと言っている。「市長とともに」と入れればよいのではないか。

【山本委員】 逐条解説で、議会基本条例なので議会について記述していると入れればよいのではないか。

【山田委員】 議会の役割の条なので、「市長」と入れるのであれば、この条であえて規定しなくても、第1条に「二元代表制の下で」と規定しているので、削除でよいのではないか。議会は間接民主制で住民の意思を代表していると第1項で規定し、第2項で、

だから市の意思決定などの役割を担うという感じで強調したいので、第1項はよいと思ったが、「市長とともに」とするなら、第1項にあえて入れる必要がなくなる。

【宮応委員】 主語は議会にすべきである。そこに「市長とともに」を入れるかどうかの問題である。「住民の意思」が主語になったのはどういう議論からか。

【河崎会長】 新政クラブと日本共産党が強く主張された部分である。

【宮応委員】 新政クラブはどういう経緯で主語を「議会は」としたのか。

【井上委員】 市側の指摘で誤解を招くということなので、議会基本条例であるので、議会を主語として広い範囲で捉えられれば、誤解されないということである。

【宮応委員】 日本共産党としては、そういう主張をしていたのであれば「大和市の住民の意思は、市長とともに議会によって代表される。」とするほうが、より丁寧と考える。削除はいかがかと考える。

【河崎会長】 この条の見出しは「議会の役割」であり、何をするかを規定すべきではないか。

【中村副会長】 住民の意思を代表している機関だから第2項の役割がある。第2項の役割があるのは、市議会が大和市の住民の意思を代表していると擬制されている機関だからである。前提条件を宣言することは非常に重要である。

【宮応委員】 主語は「住民の意思は」という意見か。

【中村副会長】 「議会は」でよい。

【河崎会長】 事務局から何か意見はあるか。

【事務局次長】 最終案は本協議会で決定いただくが、第2条第1項は法制的な視点や用字用語の使い方ではなく、市長自らあえて再検討を要望しているものの1つなので、その辺も含み置き、協議いただきたい。

【事務局次長】 「議会は、大和市の住民の意思を代表する。」だと、市長が懸念している議会だけが住民を代表していると捉えられかねないという部分が払拭しきれていないと思うので、その辺りを再度検討いただきたい。

【井上委員】 議会基本条例であり、前文で「市長とともに二元代表制の一翼」と説明しており、仮に「議会は、大和市の住民の意思を代表する。」だけを見ても、議会だけが住民を代表していると捉えられるだろうか。

【河崎会長】 全体を通して読んだ上での市側からの意見なので、議会を主語にしても、「市長とともに」は入れてほしいということではないか。

例えば原文を修正し「大和市の住民の意思は、市長とともに議会によって代表される。」という案だとどうか。

【議事担当係長】 新政クラブ案は、筋は通っており、議会側から見れば住民を代表する機関であると言える。議会のみで通用する規程をつくるのならよいが、市の条例にする議論をしているので、市長からの意見のような観点が出てくる。市の条例にしていく中では、執行機関が住民を代表している部分も記載すべきではないか。

【河崎会長】 原文を修正し「大和市の住民の意思は、市長とともに議会によって代表される。」という案について、委員及び事務局の意見はどうか。

【事務局次長】 その文言で必ずしも間違いではないので、本協議会で協議いただければと思う。市長としては片方だけが代表と捉えられないよう配慮してほしいとの強い思いがあるので、その辺りの表現の仕方である。

【河崎会長】 条文的には「市長とともに」を入れても問題はないということか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【河崎会長】 新政クラブの意見はどうか。

【中村副会長】 少し休憩をもらいたい。

【河崎会長】 10分ほど休憩とする。

午前10時37分 休憩

午前10時47分 再開

【河崎会長】 新政クラブの結論はどうか。

【井上委員】 先ほど述べた案のとおりで、市長のことを記載するなら逐条解説でお願いしたい。

【河崎会長】 議会だけでなく、大和市の条例にしていく中で問題があるのではないかと事務局の指摘があったが、市民に誤解を与えかねないというところでは、市側の指摘はそのとおりと思うが、そこはどのように考えるか。

【井上委員】 どちらかという議会の方が住民の意思を負託されていると考えている。議会基本条例なので議会を主体にしたものであり、市長については逐条解説で記載していきたい。

【河崎会長】 「大和市の住民の意思は、市長とともに議会によって代表される。」との案については反対か。

【中村副会長】 二元代表制について誤解がある。同じものが負託されているわけではない。議会は意思決定機関であり、市長を頂点とする執行部は執行機関である。市長の執行が必ずしも住民の意思でない場合があるかもしれないので、議会にチェック機能がある。意思決定機関としての議会に大和市の意思が擬制されていると第1項で宣言することは、この条例において重要と考えているが、市長は代表ではないのかと思う方もいると困るので、逐条解説で説明するというのが新政クラブの意見である。

【大波委員】 賛成である。

【河崎会長】 あくまでも「議会は、大和市の住民の意思を代表する。」ということか。

【中村副会長】 最初の意見は「大和市の住民の意思は」であったが、市側から再検討の要望があったので修正したのが、井上委員が述べた案である。

【赤嶺委員】 誤解を招きかねない点を変えるため、削除か「市長」と入れることを先ほど提案した。他市の議会基本条例で市長という文言を入れているものは多々ある。現時点で各委員はどの案がよいと考えているのか確認したい。

【河崎会長】 山田委員と私が削除、他の委員は「議会は、大和市の住民の意思を代表する。」で合意している認識であるが、赤嶺委員はどうか。

【赤嶺委員】 削除か「市長」と入れるほうが、よりはっきりする。新政クラブの提案はそのとおりと思うところもあるが、誤解を招きかねないことは何も変わっていないと思う。市側から同じ指摘が来ることが予想される。

【中村副会長】 逐条解説でしっかり書くことでは駄目なのか。

【赤嶺委員】 他市の議会基本条例では「市長」と入れているものが多い。住民の意思は議会も市長も代表しているということも間違っていることではない。

【河崎会長】 意見が分かれているので削除の方向となるか。

【山本委員】 合意できなければ原案に戻るのではないか。

他市の条文に「市長」が入っているとのことだが、目的で「議会の役割を明らかにする」と規定しており、執行部のことを規定すると逆におかしくなるのではないか。新政クラブ案にすることで、この条例の目的にも沿う形になるのではないか。

【中村副会長】 これは議会基本条例で議会のことを定める。議会の役割で、議会は住民の意思を代表するというのは間違いではない。

他市の条例では、市長が意思を代表すると規定されているのか。

【赤嶺委員】 市長という文言が入っていると述べた。

【河崎会長】 「市長とともに」と入れたくない理由は何か。

【中村副会長】 議会基本条例だからである。

【河崎会長】 ほかの条文では「市長」が出てくる。

【井上委員】 第2条は、議会の役割の条文である。

【大波委員】 議会の役割なのでよいのではないか。

【宮応委員】 「市長とともに」と入れると誤りなのか。

【河崎会長】 現状においては、市長のほうが代表していることのほうが多い。市長のほうが、権限が大きいからこそ議会基本条例をつくろうとしている。計画などは現状議会に決定権はない。さくら門でも市民から苦情があるが、議会が住民の意思を代表できていないところがある。その中で「議会は、大和市の住民の意思を代表する。」と書ききるのは問題があるのではないか。

【宮応委員】 さくら門は補正予算を議決している。議会が知らないとは言えない。

新政クラブの案でよいと考えるが、わざわざ市側が言って来ているので、「市長とともに」と入れても何ら違和感はない。なぜ違和感があるのか。

【中村副会長】 大和市という公共団体の代表は議会ではなく市長だが、市長は大和市の意思を代表しているのか。

【宮応委員】 意思を代表できるように議決している。

【中村副会長】 議決に基づいて代表している。第2項第1号で「議決により市の意思決定を行う」とあり、意思決定をしている議会が意思を代表しているということである。あくまでも意思決定機関は議会であり、それに基づいて執行するのが市長であるというのが二元代表制と考える。

【河崎会長】 市が議会の決定を待たずに執行していることは結構ある。

【中村副会長】 行政側が心配しているのは、議会だけが住民の代表と思われるということであり、議会だけが市の意思を代表していることに異議を述べているわけではない。

【河崎会長】 なぜ「市長」と入れてはいけないのか。

【中村副会長】 意思を代表するのと住民を代表するのは違う。

【宮応委員】 「市長とともに」を入れると間違いになるのか。

【中村副会長】 間違いだと思っている。

【赤嶺委員】 わかりやすい条文をつくる必要はある。今の議論を踏まえると、すべての要素が含まれているのは宮応委員提案の「市長とともに」を入れる案ではないか。逐条解説で議会が代表していることを強調すれば、うまく各委員の意見が反映されるのではないか。

【中村副会長】 議会基本条例であり、議会の役割を強調するために書くのに、「市長とともに」と入れるなら、第1項を入れる意味がないので、削除のほうがよい。

【赤嶺委員】 削除案でも構わない。

【河崎会長】 新政クラブが取り下げるとのことなので、第1項は削除でよいか。

【井上委員】 取り下げてはいない。通らないのなら全会一致が原則なのでやむを得ないということである。

【宮応委員】 削除には反対である。合意されないなら原案どおりになるのではないか。

【河崎会長】 市長からの意見を踏まえて議論しているので、一致しないので原案に戻るということはない。

【山本委員】 市側の意見に従わなければならない強制力はあるのか。

【河崎会長】 強制力はないが、市側の指摘ももつともだということで議論をしている。

【山本委員】 一度合意した条文に対し、市側から意見が出てきた。それについての議論がうまくまとまらない場合、合意した条文に戻ると考えるが、そうではないのか。

【河崎会長】 市側に意見を聞いたのは、本協議会で合意をしてのことである。その市側の意見を踏まえて再度検討している。

【山本委員】 市側の意見に強制力があるわけではない。合意できなければ前段階に戻るのではないか。

【河崎会長】 市側の指摘ももつともだということで議論している。

【山本委員】 もつともではないということになるのではないか。

【赤嶺委員】 当時は、誤解を招きかねないという議論をしていない。

【大波委員】 新政クラブ案として、逐条解説で誤解のないようにしたほうがよい。それをもって再度市側と交渉すればよい。

【河崎会長】 事務局からも意見が出たが、「議会は、大和市の住民の意思を代表する。」で市側と交渉しても同じことになるのではないか。

【大波委員】 それはわからない。

【河崎会長】 正副会長で市側と意見交換もしているので、市側の意向は踏まえているつもりである。新政クラブ案で市側の懸念が払拭されているとは受けとめられない。

【山本委員】 会長はそのように判断しているということか。

【河崎会長】 事務局もそのように判断している。

【赤嶺委員】 事務局に確認したいが、これを原案どおりで可決した場合、市長が再考を求めることは想定されるか。

【事務局次長】 市側でも長時間協議し、特に影響があると思われる2点について、市長名で議長宛てに回答している。できる限り尊重はしていただきたい。決めるのは議会であるが、市側の意思はこの文面の内容から変わることはないと思う。

【山本委員】 市側の意見にしたがってもらいたいとの意向を強く感じる。議論内容を伝え、市側が議会基本条例の決定権が議会にあることを認識すれば、仕方ないと理解するのではないか。

【河崎会長】 時間の都合もあるので、第2条第1項の議論は次回に送りたい。

【中村副会長】 全会一致が原則なので、次回に送っても同じだと思う。新政クラブ案で市側の懸念は払拭されると思うが、それでもどうしても駄目なら先送りしても同じなので、今決めてもらいたい。

【宮応委員】 会長提案のとおり、冷却期間を置き、次回でお願いしたい。日本共産党は削除には異論がある。新政クラブだけの問題ではない。新政クラブは削除で乗れるのか。

【井上委員】 乗れない。

【宮応委員】 それでは冷却期間を置き、次回でお願いしたい。

【河崎会長】 それでは次回に送ることをお願いしたい。

資料4の第2条の2点目は、第1項と連動するので次回検討する。

第2条の3点目の指摘は、「政策立案や政策提言」の前に「二元代表制の一翼を担う議会として、」と挿入することかどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に、第3条の1点目は、変更しないことかどうか。

【山田委員】 「情報発信の推進により、議会の「見える化」をすすめる」としてはどうか。

【赤嶺委員】 「情報公開」ではなく「情報発信」とした理由は何か。

【山田委員】 「公開」でもよい。

【赤嶺委員】 見える化なのか見せる化なのか、少し気になった。

【河崎会長】 公開か発信かの議論を始めると複雑になる。現状のままでどうか。

【井上委員】 「見える化」はいろんなところで使われている中で、定義づけはない。現状のままの逐条解説が一番無難である。

【河崎会長】 現状のままとすることによいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に、第3条の2点目は、市側の提案のとおり、「ホームページで公開していますが、更に充実したものにしていくことが必要です。」を「ホームページで公開するなど説明責任を積極的に果たしていくことを明記しました。」とすることかどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に、第4条については、市側の指摘のとおり、4点目の解説の「同様に」の次に「、市民の負託に的確にこたえるため」と追加することかどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に、第5条については、条文は義務が課されているという強い表現としたいため変更せずに、解説の「倫理観が課されている」を「倫理観が求められている」に変更することかどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に、第6条の1点目は、第1項の会派の結成自体が「できる」規定であり、会派に属する、属さないは議員の自由意思だが、会派に属さない者について、議会が利益保護をする必要があるか、との市側の指摘であり、第4項を削除することかどうか。

【大波委員】 会派に属さないことで不利益は生じる。第4項は残したほうがよい。

【山本委員】 会派に属しないと常任委員会には所属できるが、特別委員会には所属できないなどの不利益がある。特別委員会では請願陳情を付託し、表決を行う場合があるが、会派に属さない議員は表決に加われない。

【河崎会長】 会派の結成が「できる」規定であるのに、属さない者について議会が利益保護することは矛盾しないか。「できる」規定になっている中で整合性を図っていくとすると、どういう条文が考えられるか。

【宮応委員】 会派は2人以上というのが矛盾点である。1人でも会派を認めれば、不利益という矛盾はなくなる。代表者会なりで、会派に関する規程をそのように改めれば、第4項は削ってもよい。

【大波委員】 それであればよい。

【河崎会長】 事務局の見解はどうか。

【議事担当係長】 1人会派を認めればとのことだが、この場でその条件を担保することは難しい。会派及び代表者会に関する規程の改正は、代表者会で協議して行うことになる。

【宮応委員】 代表質問をまたやることになると、会派でなければ行うことができない。

政務活動費は、会派に属さない議員は、議長の許可を得て交付であるか。

【事務局次長】 当初は制限があったが、改正により会派に属さない議員も支給の対象とする条文となっている。

【河崎会長】 原則会派に支給となっていないか。

【事務局次長】 「会派及び会派に所属しない議員」に支給となっている。

【赤嶺委員】 一人会派を認める、認めないまで議論が拡大すると、そもそも会派制をとっている議会なので、その議論をしなければならなくなる。また、不利益の捉え方は個々人で違うが、それを回避するために2名からで会派を結成することもできる。このハードルは決して高くない。一人会派を認めるかは会派内で議論していないので、この件は一度持ち帰りたい。

【宮応委員】 第2項に「政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成」と規定されており、会派としての利益を得るために結成するのはいかがか。意見である。

【中村副会長】 大きい会派が必ずしも益を得ているとは思わない。新政クラブは9人だが、9人の意見をまとめた代表者の意見が、全会一致が原則の代表者会で、少数構成の会派の意見により流れたりする。控室の広さやパソコンの配付など、大きい会派が必ずしも利益を得ているということはない。それでもいろいろ考えながら大きい会派に所属しており、2人会派や、今はいないが会派に所属しない人もいるだろう。いいこと悪いことあるだろうが、自分で選んでいるので、会派に所属しなくとも不利益を受けないということをおろそかに規定する必要はないのではないか。

【河崎会長】 第4項の削除に関しては、宮応委員から削除するのであれば、代表者会での合意が必要との条件がついているとの理解でよいか。

【大波委員】 無所属もそれでよい。

【山本委員】 代表者会で、会派の規程で一人会派を認めることについて話し合うということか。

【河崎会長】 そういうことである。事務局としてはどのような扱いとするか。

【事務局次長】 代表者会での議論で、規程を改正できなかった場合はどうするのかということもある。できれば現状の規程の中で、この条文はどうしていきべきかを整理していただきたい。

【山本委員】 ここは考え直す必要があるとなったものは、代表者会なりで協議して変えていってもよいと考える。今の話だと、現状がこうだからそれに合わせて基本条例をつくってほしいと聞こえる。そうではなく、時間はかかっても代表者会なりでもしっかりと議論することも必要ではないか。

【河崎会長】 第4項は削除の方向で、代表者会に諮るということでどうか。

【大波委員】 一人会派が認められるならよい。

【河崎会長】 代表者会で認められなければ、改めて本協議会で議論をする。

【議事担当係長】 代表者会の予定日が8月23日、一度で結論が出るとも限らない中で、条文が確定しなければ、パブコメや市民説明会には進めなくなることは懸念される。

不利益との話が出ているが、会派制を採っている中である程度合理的な制約と捉えている。特別委員会の委員が出せないなどはあるが、本会議における議決の権限、常任委員会への所属、一般質問できるなど、基本的な議員の権能の部分で制約がかかっている部分はないと捉えている。本会議での討論は会派代表制で、大会派の議員は制約があるが、属さない議員は議長許可で行うことができる。控室は物理的な制約がある中で、会派に属さない場合は代替的な場所を確保している。不利益と条文に書くレベルなのかとの意見を、もともと事務局では持っていた。

【宮応委員】 現状2人から会派を結成できるが、これが今後どう変わるかはわからない。第4項は残すべきである。削除しないで矛盾しないかとの話があったので、先ほどは知る限りのことを述べた。現状は事務局が述べた内容でやっているが、例えば代表質問が復活すれば行うことはできない。

【河崎会長】 大会派に属する不利益の話や、会派に属さない不利益が条例に規定するレベルかとの疑問も出された。こういったことを含めて、会派をどの規模で結成するか、あるいは属さないことをそれぞれの議員が判断していることから、第4項は削除するのが適切と考える。前提として代表者会で一人会派を認めることを求めていく必要はあると思うが、それを待っているのはスケジュールが厳しい。会派に所属してもしなくても、それぞれ不利益はあるので、削除でどうか。

【大波委員】 反対である。不利益が存在すること自体がよくない。

【河崎会長】 大会派に所属していても不利益はある。

【山本委員】 大会派に所属することと小会派に所属することの違いと、会派に所属しないことの不利益は少し違うのではないか。

【河崎会長】 例えば、一般質問での会派への10分の加算が不利益と考えれば、分裂して小会派になることもできる。いろいろな判断で会派を結成している。

【山本委員】 それはあまり決定的な不利益ではない。先ほど会派に所属しないことの不利益として出した特別委員会に所属できないことは、委員会で表決をすることができ

ない決定的な不利益がある。よって、大波委員も宮応委員も第4項が必要だと述べていると思う。

【河崎会長】 それが決定的な不利益かどうかは意見が分かれる。

【山本委員】 表決に加われないことは大きなことだと考える。

【赤嶺委員】 2名会派でも同様のことは起きる。すべての常任委員会に委員を出せない。そういうときは委員外議員として意見を述べてきた。認められている権利を行使してきたが、そういったことも不利益と捉えているのか。

【井上委員】 一度話を戻したいが、自治基本条例の「市民」の定義の議論のときに、今の状況の中でまずは議会基本条例をつくるべきだと議長から言われている。代表者会に投げなければどうこうではなく、今ある規程の中でできる範囲のものをつくるよう言われていると理解しているが、そうではなかったか。

【事務局長】 あのときは、自治基本条例が存在することを大前提で議論してもらいたいということで、井上委員の述べたとおりであるが、今の件は、初めて出てきた話で議長にも確認していない。

【山本委員】 事実誤認部分は訂正したい。常任委員会に関しては、会派に属していない議員でもどこかに所属することができる。特別委員会は会派に対して配分されるので、会派に属しないとどこの特別委員会にも所属できない。このことについて、赤嶺委員の発言は違うので訂正したい。

【赤嶺委員】 先ほど述べたかったのは、常任委員会も特別委員会も委員を出してなくても、委員外議員として参加して発言できるということである。

【議事担当係長】 特別委員会、議会運営委員会は、会派の所属人数で案分しているので、会派に属さない議員が入れないのは事実であるが、議決は本会議で意思表示ができる。会派制を採っている以上、その中での合理的な制約は存在すると捉えているが、不利益と言えるような本来持っている発言権や議決権を侵すことはやっていないと捉えている。

【宮応委員】 一人会派を認めても、常任委員会、特別委員会への選出状況は変わらないことはあると思う。

【河崎会長】 次回は第6条から議論したい。

第13条について、市側から趣旨確認ではなく反問することができるべきであると強く要望する意見をもらっている。このことに関し、総務部と意見交換した中で出てきたのは、事前にすり合わせがされている中では、反問はあまり想定できないが、回答文にあるとおり、一問一答方式のメリットを最大限生かすためには趣旨確認のみでは全く不十分というところで、一問一答方式でやる場合には反問権を制度化すべきとの強い主張である。これを踏まえ各会派の意見を伺った後、次回協議したい。

【山本委員】 その前に確認したいが、市側との意見交換時に、議員の質問に対し市側がまともな答弁をしていないことについて市側はどう考えているのか、話し合われたか。

【河崎会長】 あくまでも条文に沿っての意見交換なので、答弁を十分にしていないのではということは、話し合っていない。

【山本委員】 現状市側がまともな答弁をしていない状態で反問権を認めるのはおかしいという意見があることは、市側には伝わっていないのか。

【河崎会長】 現状、どのような状況の中で市側が十分な答弁ができていないのか、個

別の状況について事実確認ができていない。事前に質問を通告したのに答弁できなかったのか、突然の質問だったのかが確認できない状況で、市側に迫ることはできない。

【山本委員】 一般質問で事前に質問事項は伝えているが、当日の答弁がまともな答弁ではないとみんなの党大和では認識している。そのような意見があることを市側に伝えていないということか。

【河崎会長】 今の問題提起は、議会運営委員会での課題であり、議会基本条例の中で検討するより即効性があるのではないか。

【山本委員】 反問をするとき、こちらの質問に答えないのに、反問に対して答える必要があるのか。市側はそのことを認識した上でこの回答をしてきたのか知りたかった。こういう意見があると市側に伝えていないということか。

【河崎会長】 意見交換時点では、その辺りの詳細は確認していないので、伝えていない。

【山本委員】 みんなの党大和は、一般質問などで質問したことに対し市側はきちんと答えていないと認識しているので、きちんと答えた上でないと反問権は認められないとの意見をみんなの党大和が持っていることを市側に伝え、できれば再考してもらいたい。

【河崎会長】 その前段が確認できないと、市側の意見は受け入れられないということか。

【山本委員】 市側には現時点でやることをやってもらいたい。

【大波委員】 反問の内容について、市側はどの程度のことを考えているのか。事前協議の上で反問するのか。

【河崎会長】 現状乱発するようなことは考えておらず、事前のすり合わせが十分にできるのであれば、反問する必要はないという意見であった。

【大波委員】 不十分なすり合わせなら行うということか。

【河崎会長】 不十分なすり合わせの結果、本会議場でいきなり質問が出たりする場合を想定してとのことであった。

【大波委員】 事前協議外の質問が出た場合ということか。

【河崎会長】 そういうことである。

【宮応委員】 全く違う質問が出るわけがない。

【河崎会長】 現状は十分なすり合わせをして本会議に臨んでいるので、その中では反問ということはあまり想定できないとのことであった。

【大波委員】 質問していくと、次の段階は回答が出てこなければ質問できない。

【河崎会長】 現状では一括でも一問一答でも、すり合わせをすることが前提である。そうすると予測しない質問が出てくる可能性はあまりない。

【大波委員】 回答による。回答は事前にくれない。

【河崎会長】 市側としては、事前に通告したことしか答弁できない、部長が独自の意見で答弁できないので、事前にすり合わせがあって、市として検討した内容で答弁したいという意向が強いとのことであった。

【宮応委員】 市のこれからの方針については議員に聞き取りを行うが、非常に不十分な答弁や誤った答弁はある。それを追求するのは、答弁を聞いてからでないとできない。これからの大和市の方向をどうするかという答弁は会長の述べたとおりと思うが、問題点がある答弁のときには、聞いてからでないと質問できない。

【河崎会長】 答弁を聞いてからいきなり再質問することがあるが、質問の内容がわからないものに対しては反問させてほしいという市側の意向であると思う。

【宮応委員】 日本共産党は、市長が述べている反問権は、今までの論議で、条文案で趣旨確認はできると規定しているので、その内容としたい。反問権を認めると市長が変わることもありいろいろな問題も出てくる。気に入らない質問に対しては、例えば財源や対象者などを反問された場合、執行権がなく補助職員もいないため議員には調査力もない。そのような趣旨で、議員の質問と同等に市長の反問権を認めることはいかがかと窪代表も述べてきた。

【河崎会長】 趣旨確認のままでよいとの意見か。

【宮応委員】 そういうことである。

【河崎会長】 大波委員はどうか。

【大波委員】 全面的に反対である。

【河崎会長】 趣旨確認でも反対か。

【大波委員】 反対である。

【宮応委員】 現状案は趣旨確認なので、一度認めているのではないか。

【事務局次長】 第13条は合意されている条文ではない。反問権、趣旨確認、反論権などそれぞれ意見がある中で、市側の意見を待った上で改めて議論をするという、保留状態となっている条文である。

【河崎会長】 他会派の意向はどうか。

【山田委員】 公明党は反論権を提案していたが、ここまで強い要望が市側から出てきたので、反問するならきちんと通告することを条件に、付与してもよい。

【井上委員】 新政クラブは、一問一答のほうが、きちんと答えていない場合は明確になり、いいかげんな答弁はできないということを考えると、一問一答方式を導入することには賛成である。その前提条件として反問権がほしいのであれば、反問権があっても構わない。よりわかりやすくなる。

【中村副会長】 補足で、前提条件として議長の許可を得てなので、何でも反問できるわけではない。一定の縛りもあるのでよいのではないかというのが新政クラブの意見である。

【赤嶺委員】 明るいまらい・やまとは、反問権を付与すべきと提案しており、付与することが望ましい。ただ、いろいろな意見があるので、反問権を認めるかどうかを議員個人が判断するようにしてはどうかとの提案もした。

【河崎会長】 神奈川ネットワーク運動も、反問は入れたいと考えている。

【山本委員】 一言付け加えたい。みんなの党大和は、市側が現状きちんと答えているとの認識であれば、議論する以前の問題なので、市側がきちんと答えていないという意見があることを認識しているのかを確認しておいてもらいたい。

【河崎会長】 今後、市側との意見交換は予定していない。

【山本委員】 どのように確認すればよいのか。

【河崎会長】 議会運営委員会で問題提起すればよいのではないか。

【山本委員】 本協議会では市側に問うことはできないのか。

【河崎会長】 本協議会は議会基本条例の議論をしている。

【山本委員】 議会基本条例の条文を判断するためである。

【河崎会長】 議員全体に対してそうなのか、一部の議員に対してそうなのかも本協議会では調査をしていない。

【山本委員】 市側がどういう認識でこのような回答をしたのかわからないと、判断できない。

【赤嶺委員】 山本委員が個別に市側に確認をとることは自由である。

【宮応委員】 みんなの党大和として議会運営員会に提案すればよい。または議長に提案すればよい。「先ほど述べたとおりである」という答弁を許すこと自体おかしいと思っている。本協議会で提起されても会長は困ると思う。

【河崎会長】 前文の憲法の引用、第2条第1項が次回送りとなった。次回は第6条からとなるが、今の一般質問の方式についてもできれば皆で合意できる方向で協議したい。次回は8月19日（月）の9時からであるので、よろしく願いしたい。

午後0時16分 閉会